



# 新潟県公報

平成20年  
3月31日(月)  
号外  
第44号

## 目次

○新潟県営林事業執行規則の一部改正	1
○建築基準法施行細則の一部改正	1
告 示	
○指定施業要件変更予定保安林	4
○道路の区域の変更	7
○道路の供用開始	8

## 規 則

### 新潟県規則第三十一号

新潟県営林事業執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成二十年三月三十一日

新潟県知事 福田 富一

#### 新潟県営林事業執行規則の一部を改正する規則

新潟県営林事業執行規則(平成十三年新潟県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「請負」の下に「及び委託」を加える。

第二条中「次に掲げる事業」を「作業道の開設及び改良、標識の設置等管理に関する事業(次条第一号に掲げる事業を除く。)」に改め、同条各号を削る。

第十一条中「第三条から第五条まで及び第八条」を「第四条から第六条まで及び第九条」に改め、同条の表中「第三条第一項」を「第四条第一項」に、「第三条第二項」を「第四条第二項」に、「第三条第三項」を「第四条第三項」に、「第四条」を「第五条」に、「第五条」を「第六条」に、「第八条」を「第九条」に、「第九条第三項」を「第十条第三項」に、「第十条」を「第十一条」に改め、同条を第十二条とする。

第十条中「請負事業」の下に「又は百万円以上の委託事業」を加え、同条を第十一条とする。

第九条を第十条とし、第八条を第九条とし、第七条を第八条とする。

第六条に次の一項を加え、同条を第七条とする。

2 知事は、前項第一号に該当する入札に係る入札者について、当該請負事業又は委託事業の箇所に係る当該入札者のその後の入札を無効とすることができる。

第五条を第六条とし、第四条を第五条とする。

第三条第一項中「請負事業」の下に「又は委託事業」を加え、同条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

#### (委託事業)

第三条 委託に付することのできる県営林の事業(以下「委託事業」という。)は、次に掲げる事業とする。

- 一 管理に関する事業のうち森林巡視、境界刈払、歩道の補修等に関する事業(資材の調達を伴わない事業に限る。)
- 二 新植、改植、補植、保育、保護等森林整備に関する事業
- 三 素材の生産、販売等に関する事業

#### 附 則

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(森林整備課)

### 新潟県規則第三十二号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年三月三十一日

栃木県知事 福田 富一

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則(昭和三十三年栃木県規則第二十九号)の一部を次のように改正する。

第十四条中「(設置者、製造主)」を「設置者又は製造主」に改める。

第十五条第二項中「確認」の下に「(法第六条の二第二項(法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。))の規定による確認を除く。」を加え、同条に次の三項を加える。

3 完了検査又は中間検査の申請後において、その工事の計画の変更(法第六条第一項(法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。))に規定する軽微な変更を除く。)をしようとする場合は、当該申請を取り下げなければならない。

4 前項の規定による取下げは、取下げ届(別記様式第五号)を建築主事に提出することにより行わなければならない。

5 前二項の規定は、法第十八条第十四項(法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。))又は第十七項(法第八十七条の二又は第八十八条第一項において準用する場合を含む。))の規定による通知をした場合について準用する。

第二十一条第三項中「規則第六条第一項」を「第六条第一項」に改め、同項第一号中「第七条第五項」の下に「又は第七条の二第五項」を加え、同項第二号中「第七条第五項」を「第七条第五項又は第七条の二第五項(これらの規定を)」に、「法第八十八条第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同項第三号中「法第八十八条第一項」を「第八十八条第一項」に改め、同項第四号中「第七条第五項」の下に「又は第七条の二第五項」を加え、同条中第四項を削り、第五項を第四項とする。

第二十八条第一項中「確認申請書」の下に「又は規則第八条の二の規定による計画通知書」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項本文に規定する場合において、当該工事監理者が建築士法(昭和三十五年法律第二百二号)第二条第一項に規定する建築士(以下「建築士」という。)であるときは、前項の届出書に同法第五条第二項に規定する一級建築士免許証、二級建築士免許証又は木造建築士免許証(以下「建築士免許証」という。)の写しを添付しなければならない。

第二十八条に次の一項を加える。

4 前項に規定する場合において、当該変更後の工事監理者が建築士であるときは、同項の届出書に建築士免許証の写しを添付しなければならない。

第二十九条第一項中「申請者」の下に「又は法第十八条第二項(法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。))の規定による通知をした者」を、「確認申請書」の下に「又は規則第八条の二の規定による計画通知書」を加え、「工事施行者設定届」を「工事施工者設定届」に改める。

第三十条から第三十二条までを次のように改める。

(指定確認検査機関による知事への通知)

第三十条 指定確認検査機関は、建築主、設置者若しくは製造主の変更、確認を受けた建築物、建築設備及び工作物の全部若しくは一部の工事の取りやめ、完了検査若しくは中間検査の申請の取下げ又は工事監理者若しくは工事施工者の設定若しくは変更の届出を受けたときは、その旨を知事に通知しなければならない。この場合においては、それぞれ第十四条、第十五条第一項若しくは第四項、第二十八条第一項若しくは第三項又は前条の規定による届出があつたものとみなす。

(標識)

第三十一条 法第九条第十三項の標識は、別記様式第十四号のとおりとする。

第三十二条 削除

別記様式第三号中「滝澤社(設調社、製管社)、上野橋工社、上野橋組社、深河(設定) 配」を「滝澤社等(上野橋組社、上野橋工社) 深河(設定) 配」に、「」、上野橋工社、上野橋組社を「、上野橋組社、上野橋工社」に、

( ) 設調社( ) 設調第	号
( ) 設調社上野橋所( ) 設調第	号

を

( ) 級建築士 ( ) 登録第 号  
 ( ) 級建築士事務所 ( ) 登録第 号

(代表となる工事監理者)  
 ( ) 級建築士 ( ) 登録第 号  
 ( ) 級建築士事務所 ( ) 登録第 号  
 電話 ( ) 番

工事と照合する設計図書

(その他の工事監理者)  
 ( ) 級建築士 ( ) 登録第 号  
 ( ) 級建築士事務所 ( ) 登録第 号  
 電話 ( ) 番

工事と照合する設計図書

(代表となる工事監理者)  
 ( ) 級建築士 ( ) 登録第 号  
 ( ) 級建築士事務所 ( ) 登録第 号  
 電話 ( ) 番

工事と照合する設計図書

(その他の工事監理者)  
 ( ) 級建築士 ( ) 登録第 号  
 ( ) 級建築士事務所 ( ) 登録第 号  
 電話 ( ) 番

工事と照合する設計図書

「※印及び不要の欄は記入しないでください。」

「注 1 ※印及び不要の欄は記入しないでください。」

2 新たに工事監理者となる者が建築士である場合は、建築士免許証の写しを添付してください。」

※

〒111-8501 東京都千代田区千代田

( ) 級建築士 ( ) 登録第 号  
 電話 ( ) 番  
 ( ) 級建築士事務所 ( ) 登録第 号

(代表となる工事監理者)  
 ( ) 級建築士 ( ) 登録第 号  
 ( ) 級建築士事務所 ( ) 登録第 号  
 電話 ( ) 番

(その他の工事監理者)  
 ( ) 級建築士 ( ) 登録第 号  
 ( ) 級建築士事務所 ( ) 登録第 号  
 電話 ( ) 番

〒111-8501 東京都千代田区千代田 「申請しました」や「完了検査、中間検査申請（計画通知）しました」や  
 「取りやめましたので」や「（その申請（計画通知）を取り下げたいので）」

( ) 級建築士 ( ) 登録第	号	を
電話 ( )	番	
( ) 級建築士事務所 ( ) 登録第	号	に改める。
電話 ( )	番	

(代表となる工事監理者)		
( ) 級建築士 ( ) 登録第	号	を
電話 ( )	番	
工事と照合する設計図書		
(その他の工事監理者)		
( ) 級建築士 ( ) 登録第	号	に改める。
電話 ( )	番	
工事と照合する設計図書		

別記様式第七号及び別記様式第八号を次のように改める。  
別記様式第七号及び別記様式第八号 削除

附 則  
この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(建築部)

**告 示**

栃木県告示第209号

農林水産大臣から保安林の指定施業要件の変更予定通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により、次のとおり告示する。

平成20年3月31日

栃木県知事 福田 富一

I

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
芳賀郡茂木町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、芳賀郡茂木町（次の図に示す部分に限る。）
  - 2 保安林として指定された目的  
水源のかん養
  - 3 変更後の指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び茂木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

II

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所  
芳賀郡茂木町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件